



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月25日金曜日 第2591号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 624  
 愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則..... (港湾海岸課) ... 627

## 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 628  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (3件)..... ( " ) ... 628  
 地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 630  
 保安林の指定施業要件の変更に係る掲示..... (森林整備課) ... 630  
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 630  
 道路の区域変更 (県道新居浜別子山線)..... ( " ) ... 630  
 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 631  
 道路の区域変更 (県道節安下鍵山線)..... (南予地方局管理課) ... 631  
 道路の供用開始 ( " )..... ( " ) ... 632  
 道路の区域変更 (県道宿毛城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 632

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 632

## 規 則

### ○愛媛県規則第31号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月25日

愛媛県知事 中村時広

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表1（第3条関係）</b>            救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものである。</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>基本額</p>	<p><b>別表1（第3条関係）</b>            救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものである。</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>基本額</p>

避難所設置費 1人1日当たり310円

加算額 省略

エ 省略

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅は、住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であつて、自ら      の資力では住家を得ることができないものに供与するものである。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,530,000円以内とする。

ウ 省略

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設

を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。

カ・キ 省略

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

ア 炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等のため炊事できない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものである。

イ 省略

ウ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 省略

(2) 飲料水の供給

ア 省略

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季節及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季節は、災害発生の日をもつて決定する。

(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算する額
夏季	4月か ら9月 まで	円 17,800	円 22,900	円 33,700	円 40,400	円 51,200	円 7,500

避難所設置費 1人1日当たり300円

加算額 省略

エ 省略

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅は、住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であつて、みずからの資力では住宅を得ることができない者を収容する      ものである。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。

ウ 省略

エ 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

カ・キ 省略

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

ア 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等のため炊事できない者及び住家に被害をうけ一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものである。

イ 省略

ウ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ 省略

(2) 飲料水の供給

ア 省略

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季節及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季節は、災害発生の日をもつて決定する。

(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算する額
夏季	4月か ら9月 まで	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300

冬季	10月 から翌年 3月ま で	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
----	-------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(4) 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算する額
夏季	4月か ら9月 まで	円 5,800	円 7,800	円 11,700	円 14,200	円 18,000	円 2,500
冬季	10月か ら翌年 3月ま で	円 9,400	円 12,300	円 17,400	円 20,600	円 26,100	円 3,400

工 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 省略

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1戸当たり547,000円以内とする。

ウ・エ 省略

7・8 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とする。

エ 省略

10 死体の捜索及び処理

(1) 省略

(2) 死体の処理

ア～ウ 省略

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内の額とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,200円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

11・12 省略

別表2（第11条関係）

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

冬季	10月 から翌年 3月ま で	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
----	-------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(4) 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算する額
夏季	4月か ら9月 まで	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,400	円 2,400
冬季	10月か ら翌年 3月ま で	円 9,100	円 12,000	円 16,800	円 19,900	円 25,300	円 3,300

工 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 省略

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1戸当たり520,000円以内とする。

ウ・エ 省略

7・8 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。

エ 省略

10 死体の捜索及び処理

(1) 省略

(2) 死体の処理

ア～ウ 省略

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内の額とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,000円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

11・12 省略

別表2（第11条関係）

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当
ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,300円以内
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり15,900円以内
ウ 省略
エ 救急救命士 1人1日当たり13,900円以内
オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,200円以内
カ 大工 1人1日当たり18,400円以内
キ 左官 1人1日当たり18,300円以内
ク とび職 1人1日当たり17,300円以内
(2)・(3) 省略
2 省略

(1) 日当
ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,200円以内
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,200円以内
ウ 省略
エ 救急救命士 1人1日当たり14,000円以内
オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,300円以内
カ 大工 1人1日当たり17,000円以内
キ 左官 1人1日当たり16,900円以内
ク とび職 1人1日当たり16,000円以内
(2)・(3) 省略
2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

○愛媛県規則第32号

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による届出等)</p> <p><b>第7条</b> 条例第4条の3の規定による届出又は係留施設、野積場、上屋、軌道走行式荷役機械、移動式荷役機械、電源設備若しくは船舶給水施設の使用に係る条例第5条の規定による申請若しくは前条第3項の規定による届出（重要港湾に係るものに限る。以下「届出等」という。）は、第5条第2項において準用する港則法施行規則第1条又は前条第1項本文、第3項若しくは第4項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の2第6項第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行われた届出等は、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。</p> <p>2 省略</p> <p>(着手及びしゅん功届)</p> <p><b>第8条</b> 法第37条第1項第1号又は条例第5条の規定により占用の許可を受けた者が工作物を設置するときは、その工事着手及びしゅん功の後それぞれ5日以内に、工事着手（しゅん功）届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(電子情報処理組織による届出等)</p> <p><b>第7条</b> 条例第4条の3の規定による届出又は係留施設_____の使用に係る条例第5条の規定による申請若しくは前条第3項の規定による届出（重要港湾に係るものに限る。以下「届出等」という。）は、第5条第2項において準用する港則法施行規則第1条又は前条第1項本文、第3項若しくは第4項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行われた届出等は、知事の指定する電子計算機_____に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。</p> <p>2 省略</p> <p>(着手及びしゅん功届)</p> <p><b>第8条</b> 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第37条第1項第1号又は条例第5条の規定により占用の許可を受けた者が工作物を設置するときは、その工事着手及びしゅん功の後それぞれ5日以内に、工事着手（しゅん功）届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第891号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイキ東大洲店  
大洲市東大洲1220番 6
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
オリックス株式会社  
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号  
取締役兼代表執行役 井上 亮
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイキ株式会社  
松山市美沢一丁目 9 番 1 号  
代表取締役 小島 正之
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年 3月12日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
8 685 .79平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
500台  
イ 駐輪場の収容台数  
90台

- ウ 荷さばき施設の面積  
211 .88平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
60立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 6 時30分 閉店時刻 午後 9 時30分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 6 時から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 7 時から午後 7 時まで

2 届出年月日

平成26年 7月11日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第892号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ松山石井店	松山市東石井六丁目489-1 外	大規模小売店舗の名称	コジマNEW松山店	マルナカ松山石井店	平成26年5月30日	平成26年7月16日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社コジマ	株式会社マルナカほか2者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告

示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第893号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ三島店	四国中央市三島中央一丁目字陣屋1928-1	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ三島	フジ三島店	平成24年3月1日	平成26年7月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第894号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ松山石井店	松山市東石井六丁目489-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前7時	平成26年8月8日	平成26年7月16日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後10時	午前0時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時30分まで	午前6時40分から午前0時20分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第895号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
宇和島市	津島町下畑地の一部	平成24年度から平成25年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿
四国中央市	金生町山田井の一部	平成24年度から平成25年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成26年 7月25日

○愛媛県告示第896号

保安林の指定施業要件の変更（平成26年 5月愛媛県告示第604号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

○愛媛県告示第897号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 25) 第17254号	平成25年12月25日	川一電設	三鍋 一郎	四国中央市金田町半田丁144 - 75	平成26年6月20日	電気工事業	建設業の廃止
(特 - 24) 第4744号	平成24年7月17日	石鎚建設(株)	柴田 則幸	西条市洲之内甲1371 - 2	平成26年6月30日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
南宇和郡愛南町緑甲2072の1	大阪市此花区梅香二丁目8番9号 増 田 喜三男	森林所有者
南宇和郡愛南町僧都541、542、559、730	大阪府豊中市寺内二丁目10番5の110号 新 谷 究	"
南宇和郡愛南町僧都1990	東京都北区十条台一丁目5番70号 西 村 康 裕	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領切畑場333番 3	旧	メートル 44.8 ~ 63.4	キロメートル 0.067	
			新	71.6 ~ 100.9	0.067	

○愛媛県告示第899号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 7月25日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 本 明	西予市三瓶町津布理3289番地
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	朝 井 正	西予市三瓶町朝立 1 番耕地20番地 5
"	三ツ井 芳 己	西予市三瓶町津布理200番地 1
"	濱 田 浩 之	西予市三瓶町安土388番地 2
"	菊 池 治 功	西予市三瓶町和泉甲245番地
"	西 村 和 明	西予市三瓶町鳴山丙181番地
"	井 上 徳 年	西予市三瓶町垣生甲182番地
"	洲 家 卯太麿	西予市三瓶町二及 2 番耕地576番地 1
"	仲 川 義 明	西予市三瓶町長早 3 番耕地378番地
"	川 西 岩 和	西予市三瓶町周木 6 番耕地23番地
"	井 上 富士大	西予市三瓶町有太刀141番地
"	三 好 藤 治	西予市三瓶町蔵貫浦17番地
"	堀 内 昭 利	西予市三瓶町蔵貫443番地
"	泉 実	西予市三瓶町皆江2481番地
"	二 宮 八 廣	西予市三瓶町下泊689番地
監 事	宇都宮 正 司	西予市三瓶町朝立 2 番耕地255番地

"	田 中 幸 喜	西予市三瓶町周木 6 番耕地171番地
"	木 村 次 郎	西予市三瓶町皆江2522番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 博	西予市三瓶町垣生甲370番地
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	紀伊野 五 男	西予市三瓶町朝立 1 番耕地296番地
"	大 塚 俊 平	西予市三瓶町津布理93番地 1
"	西 本 定 義	西予市三瓶町安土45番地
"	菊 池 治 功	西予市三瓶町和泉甲245番地
"	西 村 和 明	西予市三瓶町鳴山丙181番地
"	井 上 徳 年	西予市三瓶町垣生甲182番地
"	洲 家 卯太麿	西予市三瓶町二及 2 番耕地576番地 1
"	仲 川 義 明	西予市三瓶町長早 3 番耕地378番地
"	川 西 岩 和	西予市三瓶町周木 6 番耕地23番地
"	高 月 紀 道	西予市三瓶町有太刀700番地 4
"	三 好 藤 治	西予市三瓶町蔵貫浦17番地
"	二 宮 清 治	西予市三瓶町蔵貫3382番地
"	濱 田 貞 一	西予市三瓶町皆江1755番地18
"	二 宮 八 廣	西予市三瓶町下泊689番地
監 事	濱 田 浩 之	西予市三瓶町安土388番地 2
"	河 野 初 男	西予市三瓶町長早 3 番耕地33番地
"	三 好 恆 敏	西予市三瓶町蔵貫12番地 1

○愛媛県告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上1289番地先から 同大字1290番 1 地先まで	旧	メートル 3.5 ~ 6.0	キロメートル 0.012	
			新	7.8 ~ 8.0	0.012	
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川上1357番 3	旧	12.5 ~ 13.0	0.021	
			新	13.0 ~ 17.0	0.021	
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川中1549番 5 から 同大字194番 2 まで	旧	6.8 ~ 16.4	0.078	
			新	9.2 ~ 26.0	0.078	
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川下2333番 1 地先から 同大字2333番 6 まで	旧	7.0 ~ 38.0	0.079	
			新	8.0 ~ 45.0	0.079	



"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川下1305番 2 から	旧	7 6 ~ 26 4	0.107	
		同大字2377番 2 まで	新	15 2 ~ 39 0	0.107	

○愛媛県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上1289番地先から 同大字1290番 1 地先まで	平成26年 7月25日
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川上1357番 3	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川中1549番 5 から 同大字194番 2 まで	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川下2333番 1 地先から 同大字2333番 6 まで	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川下1305番 2 から 同大字2377番 2 まで	"

○愛媛県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本743番地先から 同町脇本433番 2 まで	旧	メートル 9 7 ~ 19 9	キロメートル 0.380	
			新	11 4 ~ 83 5	0.323	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 7月 7日	NPO法人 F ネット愛媛	中 野 仁 栄	松山市北斎院町636番地 2 テラコ ツタ斎院 2 F	この法人は、「人材採用から愛媛を活性化する」という理念の下、参加会員により「ふるさと就職応援ネットワーク愛媛」を形成することにより、大学・学生への情報提供、企業と学生・求職者の出会いの機会創造を支援することを目的とする。また、会員が連携を強化することで、同様な課題を抱える者同士の密なる情報交換と相互研鑽の場を提供すること、及び愛媛に関わ

				るスポーツ選手の再スタート支援（就職支援）も目的とする。
--	--	--	--	------------------------------